

《広島県の放置艇対策について》。

1 全国における比較

- 広島県はプレジャーボート数がダントツ1位
- 放置艇数も広島県が最も多い
- 広島湾では、市内河川に多くの放置艇が集積

全国のプレジャーボートの **1割近くが広島県に集中!**

- ・全国177,516隻のうち、広島県は15,235隻 (8.6%)
- ・このうち、11,231隻 (73.7%) が放置艇 (平成26年度PB全国実態調査結果)

放置艇って何？

所有者等が乗船しておらず、直ちに移動ができないような状態で海や河川に係留された船舶のことをいいます。

ベスト5はこの県だ!

第1位	広島県	15,235
第2位	岡山県	9,184
第3位	兵庫県	8,061
第4位	神奈川県	8,017
第5位	静岡県	7,819



第6位	愛知県	7,675
第7位	長崎県	7,487
第8位	愛媛県	7,221
第9位	鹿児島県	6,234
第10位	香川県	6,210
第11位	山口県	6,070
第12位	大分県	5,548
第13位	熊本県	5,374
第14位	茨城県	5,238
第15位	福岡県	4,660
第16位	千葉県	4,547
第17位	滋賀県	4,542
第18位	三重県	4,463
第19位	和歌山県	4,455

第20位	高知県	4,133
第21位	北海道	3,724
第22位	徳島県	3,577
第23位	宮崎県	3,394
第24位	新潟県	3,261
第25位	大阪府	3,115
第26位	沖縄県	2,973
第27位	島根県	2,846
第28位	富山県	2,606
第29位	宮城県	2,218
第30位	石川県	2,118
第31位	東京都	1,899
第32位	福井県	1,837
第33位	京都府	1,804

第34位	鳥取県	1,425
第35位	青森県	1,354
第36位	佐賀県	1,318
第37位	秋田県	1,314
第38位	長野県	998
第39位	埼玉県	924
第40位	山形県	750
第41位	栃木県	590
第42位	福島県	481
第43位	奈良県	262
第44位	山梨県	235
第45位	岩手県	167
第46位	岐阜県	133
第47位	群馬県	20

都道府県別プレジャーボート数の状況一覧

※瀬戸内海沿岸11府県は、 で示す。

合計 177,516

2 広島県のプレジャーボートの状況

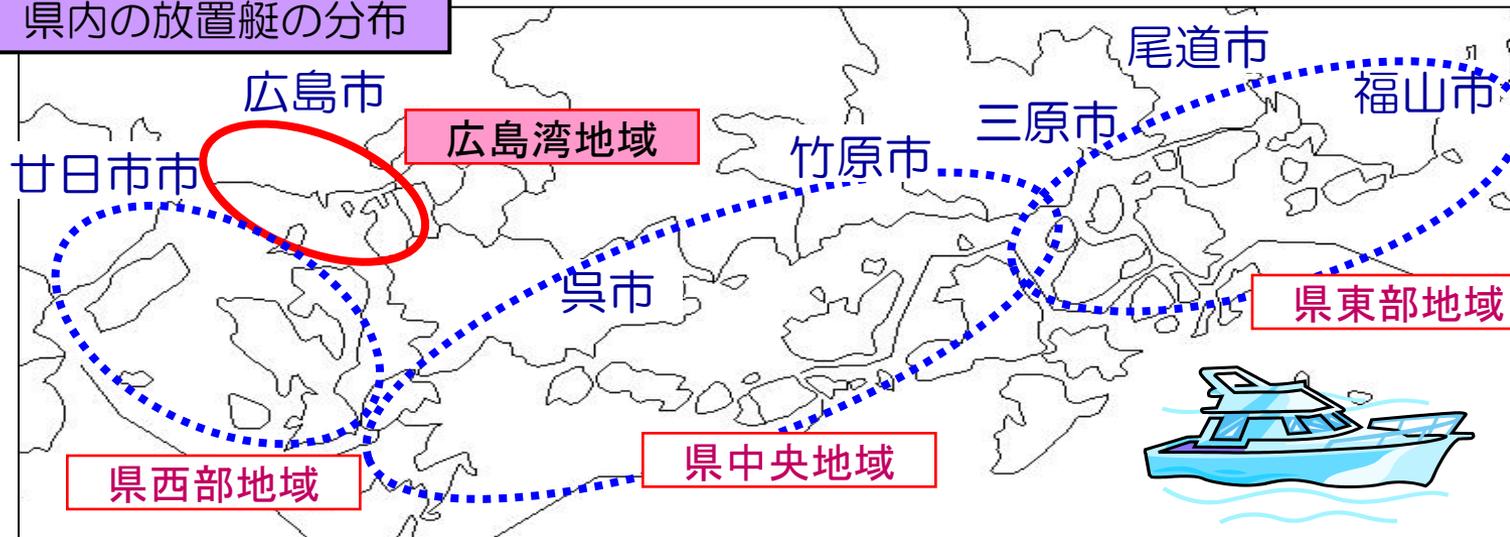
① 広島県全域における放置艇数の推移

調査年度	PB総数	放置艇数	放置艇率
平成8年度	19,131隻	17,066隻	89.2%
平成14年度	21,382隻	16,440隻	76.9%
平成18年度	23,427隻	15,114隻	64.5%
平成22年度	16,441隻	11,903隻	72.4%
平成26年度	15,235隻	11,231隻	73.7%
H22-H26差引	△1,206隻	△672隻	—

② 広島湾地域における放置艇数の推移

調査年度	PB総数	放置艇数	放置艇率
平成8年度	4,474隻	3,889隻	86.9%
平成14年度	4,954隻	2,925隻	59.0%
平成18年度	4,814隻	2,215隻	46.0%
平成22年度	3,449隻	1,576隻	45.7%
平成26年度	2,864隻	962隻	33.6%
H22-H26差引	△585隻	△614隻	—

県内の放置艇の分布



広島県地域別プレジャーボート数の状況一覧

③ 放置艇減少の要因

- 公的係留保管施設の整備
- 放置艇対策の実施効果

地域	PB総数	うち放置艇数
広島湾地域	2,864隻	962隻
県東部地域	6,459隻	5,174隻
県中央地域	4,973隻	4,409隻
県西部地域	939隻	686隻
合計	15,235隻	11,231隻

3 放置艇対策の必要性

- 放置艇の社会問題化
- 特に、平成3年の台風19号による被害が契機

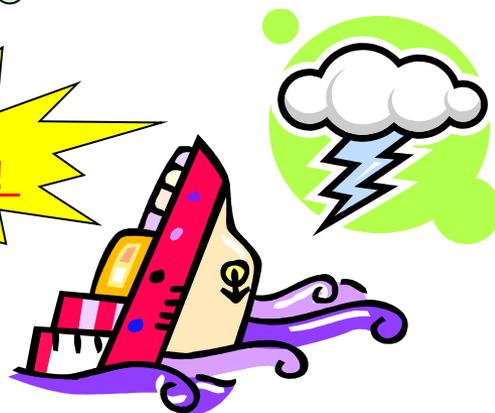
《放置艇の社会問題化とは》

- ① 係留場所の私物化・私権化（排他的利用）
- ② 無秩序な船の集積による船舶航行の阻害
- ③ 高潮や洪水災害の助長，河川の流水阻害
- ④ 沈廃船化 ⇒ 沈船からの油流出による水質汚濁
- ⑤ ゴミの不法投棄，違法駐車，騒音，景観の悪化

放置艇対策
の実施

プレジャーボート
の適正保管の推進

放置は危険！



4 放置艇対策の取組内容

- プレジャーボート対策連絡協議会の設立

三水域管理者（港湾・河川・漁港）の連携強化を図るため、昭和61年度、関係機関により設立
国（地方整備局・運輸局・海上保安部） 県（港湾・河川・漁港・警察本部） 市（港湾・河川・水産）

- 公的係留保管施設の整備（ポートパーク広島など）
- 規制区域の指定（港湾法・河川法・漁港漁場整備法）
- プレジャーボート適正保管のための広報啓発活動

5 今後の取組方針

今後とも、港湾，河川，漁港の三水域管理者が緊密に連携しながら，さらなる規制区域の指定拡大を行う。

 **平成29年8月1日新規指定施行：広島港海田明神地区**



放置艇が橋脚に衝突⇒流水阻害や油漏れ，橋脚の破壊等を引き越す。

6 広島湾地域の規制区域及び公的係留保管施設

